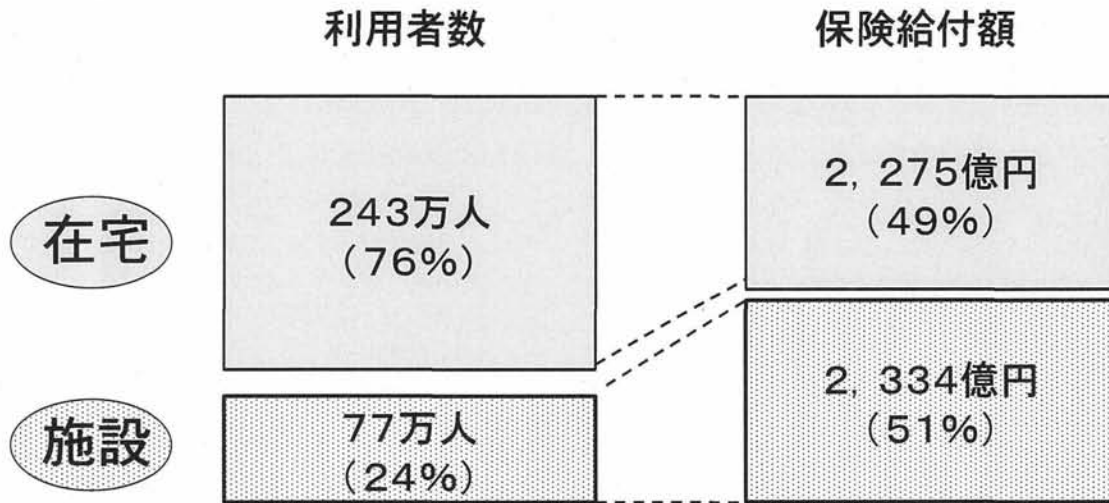


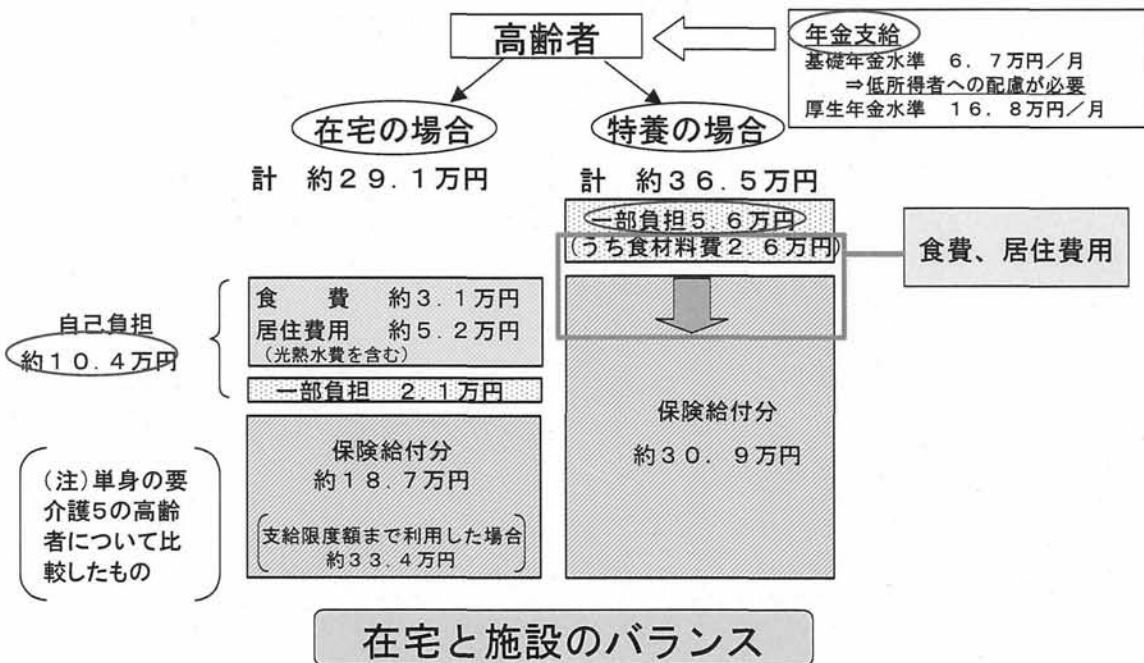
## 2 施設給付の見直し

# 在宅と施設のバランス

○ 利用者総数の1/4の施設サービス利用者が、保険給付額の半分以上を使用



(出典:介護保険事業状況報告 2004年9月サービス分)



## 【改正の趣旨】

- 在宅と施設の利用者負担の公平性、介護保険と年金給付の調整の観点から、低所得者に配慮しつつ、介護保険施設などにおける居住費、食費を保険給付の対象外とする。

## 【改正の内容】

### 給付の範囲の見直し

- 介護保険三施設（ショートステイ含む）における居住費（滞在費）及び食費、通所系サービスにおける食費は、保険給付の対象外とする。  
但し、低所得者については、負担上限を設け介護保険から給付を行う等の配慮を行う。

#### 〔見直しの概要〕

##### ①保険給付の対象外とする費用の具体的水準（省令、告示事項）

〔居住費〕：居住環境の違いを考慮した取扱いとする。

〔食費〕：食材料費（現行も給付対象外）＋調理コスト相当とする。

##### ※栄養管理について

栄養管理については、栄養ケアマネジメントや給食管理業務の在り方を見直した上でこれを適切に評価する観点から、引き続き保険給付の対象とする。

（糖尿病食などの特別食に関する栄養管理も保険給付の対象。）

##### ②利用者負担の水準

・施設と利用者の契約により定められる。

・ただし、低所得者については所得に応じた負担限度額を定め、減額相当分について介護保険から補足的給付を行う。（＝特定入所者介護サービス費の創設）

### 特定入所者介護サービス費の創設

#### ①対象者（省令事項）

介護保険三施設（ショートステイ含む）の利用者のうち、保険料段階が第1段階～新第3段階（※）に該当する者で申請のあった者等

（※）新第3段階に該当する者の例：年金80万円超266万円以下の者

#### ②給付額（具体的水準は、告示事項）

施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額  
（基準費用額）

低所得者の所得の状況等を勘案して定める額  
（負担限度額）

※施設において設定している居住費及び食費が基準費用額を下回る場合は、当該額と負担限度額の差額が給付額となる。

※施設が負担限度額を超えて、低所得者から負担を徴収した場合は、補足的給付の対象としない。

- 社会福祉法人による利用者負担の減免の運用改善（運用）

(参考)

## 特別養護老人ホームの入所者における利用者負担の変化

(単位 万円/月)

[ 現 行 ] ⇒ [ 見 直 し 後 ]

改正後の 保険料段階	利用者 負担計	1割 負担	居住費	食費	利用者 負担計	1割 負担	保険外に	
							居住費	食費
第1段階 例) 生活保護 受給者等	2.5 (4.5-5.5)	1.5	— (2.0-3.0)	1.0	2.5 (5.0)	1.5	0 (2.5)	1.0
第2段階 例) 年金80万 円以下の者	4.0 (7.0-8.0)	2.5	— (3.0-4.0)	1.5	3.7 (5.2)	1.5	1.0 (2.5)	1.2
第3段階 例) 年金80万 円超266万円 以下の者	4.0 (7.0-8.0)	2.5	— (3.0-4.0)	1.5	5.5 (9.5)	2.5	1.0 (5.0)	2.0
第4段階- 例) 年金266 万円超の 者	5.6 (9.7-10.7)	3.0 (3.1)	— (4.0-5.0)	2.6			利用者と施設の 契約により設定	
(参考)標準的なケース								
					8.7 (13.4)	2.9 (2.6)	1.0 (6.0)	4.8

利用者負担の上限を設定

注1) 表中の( )内は、ユニット型の個室の場合

注2) 要介護5・甲地のケース

注3) 改正後の1割負担については現行の介護報酬を基に機械的に試算したものである。

注4) 「例」には、収入が年金のみで他に課税されるべき収入がないケースを記載。